平成２３年（フ）第５１３１号
東京都日野市西平山５―26―17、住民票上の住所東京都日野市西平山５丁目50―24
債務者　武藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞澤　美佳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３号
川崎市中原区上平間232番地
債務者　本堂　幸広
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　諭
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目16番25号　セジュールウィルモアＢ棟201号室
債務者　日置奈津代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市小禄３丁目３番地11泉原マンションＤ―２
債務者　赤嶺　浩行
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英男
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１１号
沖縄県那覇市字田原85番地
債務者　赤嶺　秋夫
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英男
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市字田原85番地
債務者　赤嶺　清一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英男
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3972番地Ｂ棟403号
債務者　大石　盛博
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山形市あかねヶ丘１丁目６番18号　シャンクーリーフＥ棟１号
債務者　高橋　数之
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
函館市的場町１番８号
債務者　藤木　和恵
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
函館市北浜町２番３―101号
債務者　岸　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８号
函館市大縄町７番２号
債務者　高松　由希
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
函館市中島町29番５―201号
債務者　林　　匠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９５号
さいたま市南区辻１丁目３番４号403
債務者　中村　国与
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
埼玉県戸田市下前２丁目12番８号　熊木ハイツ201号室
債務者　本城由美子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
さいたま市浦和区常盤９丁目15番14号　ハイマートときわ502
債務者　上村　昭治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係